

2014年（平成26年）11月1日

「アルタイル法律事務所弁護士報酬基準」について

東京都新宿区四谷2-9 NK第7ビル6階
アルタイル法律事務所

【はじめに】

1 弁護士報酬基準とは

- (1) この弁護士報酬基準は、アルタイル法律事務所（以下「当事務所」といいます。）が、個人、法人、法人格のない社団又は財団などからご依頼を受けて（以下「依頼者」といいます。）法律事務を行う場合の弁護士報酬の基準です。当事務所に所属する弁護士が個人として事件を受任し法律事務を行う場合も、この報酬基準によらないことを明示しない限り、この弁護士報酬基準が適用されます。
- (2) 弁護士報酬基準は、各法律事務所又は各弁護士が作成して法律事務所に備え置くことが義務づけられています（2004年4月1日以降）。

2 依頼者からのご依頼と弁護士報酬の合意

- (1) 当事務所の弁護士報酬は、この報酬基準に則り、依頼者との合意にもとづいて、原則として依頼者と当事務所との間の委任契約書に記載します。委任契約書が作成されない場合には、口頭の合意その他の方法で決定されます。
- (2) 当事務所が取り扱う法律事務のうち、日本司法支援センター、弁護士会の法律相談センターなどを介して事件を受任する場合には、当事務所の報酬基準ではなく日本司法支援センター、弁護士会などの報酬基準により弁護士報酬の額を定め、これらの団体に備え置いた報酬契約書の書式を用いて委任契約書を作成する場合があります。
- (3) 依頼者からのご依頼により法律事務を行う場合に依頼者からお支払いただく弁護士の報酬（法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、時間制による報酬、顧問料及び日当）の金額や支払時期などは、依頼者と当事務所との間の委任契約書が作成されたときは、その契約書に定めるところによります。

この弁護士報酬基準は、当事務所の報酬の基準を明確にするために作成されたものですが、依頼者と当事務所との間の委任契約書などにこの報酬基準が引用されている場合には、引用されている部分については契約の内容となり、依頼者と当事務所の双方に、引用されている部分の条項をまもる義務が生じます。

- (4) 依頼者と当事務所との間で法律事務の依頼に関する委任契約書が作成されたときは、弁護士は、委任契約書の内容にしたがって法律事務を行い、依頼者は、弁護士報酬を支払う義務などを負います。委任契約書の内容を変更するためには、依頼者と当事務所の双方が委任契約書の内容を変更することに合意しなければなりません。

3 弁護士報酬と報酬以外の「実費」について

(1) 弁護士報酬

弁護士が事件又はその他の法律事務を行うことの対価として支払われるのが弁護士報酬です。

弁護士報酬は、弁護士が事件、法律事務を行う内容と、受任する形態により、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、時間制報酬金、手数料、顧問料及び日当に区別されます。

依頼者と当事務所の間で交わす委任契約書には、その契約において発生する弁護士報酬の種類と金額（得られた利益に対する割合）や支払時期が記載されます。

(2) 弁護士報酬の種類と内容

「法律相談料」は、事件又はその他の法律事務（事件等）に関して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいいます。

「書面による鑑定料」は、依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

「着手金」は、事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

「報酬金」は、事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

「時間制報酬金」は、事件等について、1時間あたりの委任事務処理の単価にその処理に要した時間を乗じて算定する委任事務処理の対価をいいます。

「手数料」は、原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

「顧問料」は、契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

「日当」は、弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束

を除きます。) の対価をいいます。

(3) 受任事務処理に要する実費

弁護士が依頼された法律事務を行う対価として依頼者からお支払いいただく弁護士報酬とは別に、調査をする場合や訴訟手続を行う場合、「実費」がかかる場合があります。

訴訟を提起する場合に訴状に貼付する印紙の代金，裁判所に予納する郵便切手，法務局から登記簿謄本を取り寄せるための印紙代や郵送の場合の郵便切手代，弁護士や法律事務所の職員が各所におもむくための交通費，刑事事件で保釈を受けるために積み立てる保証金，裁判所の保全命令を受けるために積み立てる保証金などは，弁護士報酬以外の「実費」として依頼者に負担していただくこととなります。

(4) 実費の取扱い

実費については，委任契約書などで合意して最初にまとめた金額をお預かりする場合があります。それ以外では，出費する都度，依頼者から直接法務局などにお支払いいただくか，弁護士が依頼者から実費にあてるため相当額の金額をお預かりして，依頼者に代わって支払うこととなります。

ただし，地方出張の場合の弁護士の日当などで交通費の計算が煩雑になることを避けるために，委任契約書で日当と交通費相当額を合わせた金額を弁護士の「日当」とするなど，委任契約書において実費の一部を弁護士の報酬に含めて合意する場合があります。